

タクシー券のご利用方法について

<福祉タクシー利用券使用上の注意>

1. 利用券は、1回の乗車につき1枚（乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の場合は2枚まで）利用できます。
2. 利用券1枚につき初乗運賃相当額を助成します。
3. タクシーを利用するときは、利用券と不足の金額を運転者に支払い精算してください。（不足分を利用券で精算することはできません。）
4. この利用券はご本人がお使いください。他の方への譲渡はできませんのでご注意ください。この利用券を他人に譲渡するなど不正に使用すると助成できません。
5. この利用券は、初乗運賃相当額を助成するものであり、金券ではありませんので、おつりを出すことや買取りすることはできません。
6. 大型タクシーや寝台自動車、介護タクシーを利用した場合でも、助成額は普通車の初乗運賃相当額になります。
7. 利用券の再発行はしませんので、紛失しないよう大切に保持してください。
8. 利用できるタクシーは、埼玉県内の協定タクシー業者に限ります。
9. 来年度分は、資格要件を確認し、該当者には3月末頃郵送でお届けします。
介護保険要介護認定には有効期間があります。引き続きサービスの利用を希望される場合には、所定の手続きを行ってください。

〔担当〕

深谷市役所 長寿福祉課

電話 574-6645（直通）

福祉タクシー利用券のご利用について

補助のご利用を選択できる方（条件①②③の全てを満たしている方）

条件 ① … 次のいずれかに該当する方

身体障害者手帳 1級・2級・3級 の交付を受けている方 療育手帳 マルA・A・B の交付を受けている方 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級 の交付を受けている方	障害福祉課（窓口7番）
70歳以上で介護認定で要支援、要介護1・2・3を受けていて、介護保険料の算定基準が第1・2・3段階の方	長寿福祉課（窓口8番）

条件 ② … 深谷市内にご住所がある方（※ただし他の市町村から福祉サービスを受けている方は除きます）
または、深谷市の福祉サービスの提供を受けている方

条件 ③ … 次の補助を受けていない方

深谷市重度心身障害者自動車等燃料費補助金	障害福祉課（窓口7番）
深谷市ねたきり高齢者等移動支援	長寿福祉課（窓口8番）

申請等の手続き（このような時にはお届けください）

* 福祉タクシー利用券を使いたい。 補助金額は、利用券1枚につき利用するタクシーの初乗運賃相当額です。 （利用券は、登録月に応じた枚数を交付します（最大1年度当たり28枚）。 ご利用方法は裏面をお読みください。）	窓口にてタクシー利用登録申請をしてください。 <持参するもの>…次の中でお持ちになっているもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○介護保険被保険者証
* 住所や連絡先が変わった。	申請事項変更届をしてください。
* 利用者本人が、市外へ転出し、 新住所地での福祉サービスを受けることになった。 * 手帳や介護度の変更や期限がきれたので、 福祉タクシー利用の該当でなくなった。 * 福祉タクシー券を使わなくなったので、利用をやめたい。 * 利用者本人が亡くなった。	お手元のタクシー利用券を添えて タクシー利用券資格喪失届をしてください。

その他の外出援助

内 容	サービス名称
在宅の障害者の方を対象とした一時預かり・送迎・外出援助等の生活支援サービスを市に登録した団体が行う。（自己負担あり）	障害児(者)生活サポート事業
市内に在住する障害者の方が円滑に外出および余暇活動等ができるように市に登録した業者が移動を支援する。（1割が自己負担）	移動支援事業
自己所有の自動車またはバイクを運転する方に燃料費の一部を補助。 身体障害者手帳 1級・2級・3級・精神障害者保健福祉手帳 1級・2級の方（18歳未満は家族の運転）、療育手帳 マルA・A・Bの方の家族の運転	自動車等燃料費補助 （タクシー券との併用はできません）
要介護 4・5 の在宅の方の寝台専用車両による移動サービスの利用料金の助成（市民税課税状況に応じて自己負担あり）	ねたきり高齢者等移動支援 長寿福祉課（窓口8番）